

議 第 261 号

平成28年12月5日提出

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第1条の次に次の1条を加える。

（県費負担教職員に係る権限移譲に伴う経過措置）

第1条の2 平成29年4月1日前に熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第2条（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による本市の任命権者の承認（その承認に係る配偶者同行休業の期間が同日以後にわたるものに限る。）を受けた職員は、第2条の規定による承認を受けたものとみなす。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の一部改正により県費負担教職員に係る権限が熊本県から移譲されることに伴い、配偶者同行休業の承認に関する経過措置に関し必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。